

第34回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成26年4月28日(月) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1 番 白 川 英 之

2 番 永 洞 忠 志

3 番 梅 原 順 一

4 番 小 田 原 憲 一

5 番 熊 谷 唯 志

6 番 小 椋 守

7 番 穴 吹 栄

8 番 百 々 英 夫

10番 白 川 俊 明

11番 片 島 道 夫

12番 押 切 裕 子

13番 鈴 木 誠

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第4号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告
について

日程第10 議案第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供に
ついて

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第34回総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

議長

おはようございます。

先日の議員協議会に続いての総会出席、大変御苦労さまです。

御案内のように、アメリカのオバマ大統領が来日しておりました。TPPの報道も関心を持って見ていたのですけれども、オバマ大統領が日本を離れるぎりぎりまで共同声明が発表されず、最終決着までは至らなかったというような報道がされております。

一方では、インターネットやテレビ、新聞等の情報によりますと、大筋合意は裏ではしていたというような報道もありまして、本当のところはわからないというような状況なのかなと思っております。

今回は豚肉の部分で交渉が難航したという報道がされておりますけれども、キロ400円の関税を大幅に引き下げるということで方向性が見えてきたという報道もありますし、牛肉につきましてもオーストラリアとのEPA（経済連携協定）において、最終的に20%前後まで下げるというような合意内容だったかと思っておりますけれども、それ以上のことで決着を見るという方向性は、裏では決まっているような報道もあります。

そのように報道が錯綜している状況でありますけれども、我々生産者にとってはかなり厳しい内容になっていくのかなという懸念をしております。

農業団体等の強い反対と合わせて、国会決議等もありますから、簡単に交渉団として条件を飲むということにはならないわけで、かなり厳しい交渉の結果、やむを得なかったというシナリオが描かれていくように思えてならないわけですが、いずれにしても我々にとっては厳しい状況になっていくのかなという気がしております。こういう状況が、農業者の将来に対する不安につながり、営農を止めていくということになっていかないように、なんとか力を合わせながら、引き続き注視をしていく必要があるのだと感じております。

皆さんもそれぞれの思いでこういった報道を見ているのだろうと思っておりますけれども、今後とも我々としてできる範囲で行動を展開していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速、第34回総会を始めたいと思いますので、慎重審議をお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、10番白川俊明委員、11番片島委員を指名いたします。

	日程第４ 会期の決定を議題とします。 本総会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は、本日１日といたします。
	日程第５ 会務報告をいたします。事務局より申し上げます。
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	事務局より会務報告が終わりましたが、本日の議案関係以外で質疑があれば、これを受けます。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑がないようなので、これで、会務報告を終わります。
	日程第６ 議案第１号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。
事 務 局 長	議案第１号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領第８の４の（４）の規定に基づき、農業委員３名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行することとされています。 本案につきましては２件の願い出がありますが、浜農委２６－１号の願い出人は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は姉別基線〇〇番〇、〇筆、面積〇〇〇㎡で、この土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。 現地調査につきましては、永洞委員、梅原委員、白川俊明委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、申請地は現在原野化しており、農地等以外であると認定できるものとの判断をいただいております。 次に、浜農委２６－２号の願い出人は、浜中西２線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は浜中西３線〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、この土地を地目変更登

		記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。 現地調査につきましては、永洞委員、梅原委員、白川俊明委員により〇月〇〇〇〇〇〇日に実施し確認をしておりますが、申請地は現在原野化しており、農地等以外であると認定できるものとの判断をいただいております。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 地 係 長		(詳細説明あるも省略)
事 務 局 長		事務局より提案理由の説明が終わりました。 ここで、調査に当たった委員の方々から補足説明があれば、これを受けます。
各 調 査 委 員		(なしの声)
議 長		特にないようなので、これから、議案第１号の質疑を受付番号順に行います。 浜農委２６－１号について、質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、浜農委２６－２号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、受付番号順に採決いたします。 浜農委２６－１号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 よって、浜農委２６－１号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委２６－２号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。

議

長

よって、浜農委２６－２号は、原案のとおり可決されました。

日程第７ 議案第２号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局 長

議案第２号農地法第３条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第３条第１項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は贈与による所有権の移転１件と賃貸借による権利の設定２件ですが、整理番号１は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に贈与による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号２は、羨古丹〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別南６線〇〇番地、〇〇 〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものであります。

整理番号３は、姉別南３線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別南１線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものであります。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係 長

（詳細説明あるも省略）

議

長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、担当地区の委員から補足説明を受けます。

整理番号１から３について、３番梅原委員お願いします。

梅原 委員

（補足説明あるも省略）

議

長

これから、議案第２号の質疑を整理番号順に行います。

整理番号１の質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長	議案第3号農地法第4条の規定による許可について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。 また、農地転用するための許可手続きとして、農地法第7条では「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。また、農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。 本案は2件の届け出であります。整理番号1は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇で、現有施設の老朽化と牛の多頭化に伴い、牛舎及びパーラー等の新築をしようとするもので、施設全体の効率的利用を考慮し、関係農地〇筆、〇、〇〇〇㎡を農業用施設用地として永久転用しようとするものです。 現地調査につきましては、永洞委員、梅原委員、白川俊明委員にお願いし〇月〇〇日に実施しております。 次に整理番号2は、姉別南4線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇で、規模拡大に伴う牛舎等の増設を行おうとするもので、既存施設の位置関係や施設全体の効率的利用を考慮し、関係農地〇筆、合計〇、〇〇〇㎡を農業用施設用地として永久転用しようとするものです。 現地調査につきましては、永洞委員、梅原委員、白川俊明委員にお願いし〇月〇〇日に実施しております。 また、本案が北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して送付しようとするものであります。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 地 係 長	(詳細説明あるも省略)
事 務 局 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 ここで、調査に当たった委員の方々から補足説明があれば、これを受けます。
各 調 査 委 員	(なしの声)
議 長	特にないようなので、これから議案第3号の質疑を整理番号順に行います。 整理番号1の質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号２の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

（質疑なしの声）

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。
整理番号１は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

（異議なしの声）

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号１は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号２を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

（異議なしの声）

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。

日程第９ 議案第４号農地法第６条の規定による農業生産法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第４号農地法第６条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第６条第１項では、「農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作の事業に供している農業生産法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第２条第３項で定められている農業生産法人としての要件を確認し、総会で決定することとなっております。

確認すべき要件としましては、１点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、農事組合法人等のいずれかに該当しているか、２点目の「事業要件」として、主たる事業が農業であるか、３点目の「構成員要件」として、出資者である株主又は社員が、農地又は労働の提供者であるか、４点目の「業務執行役員要件」として、役員の過半が年間１５０日以上事業に従事する構成員で、さらにその

過半が、60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は2件の届出で、整理番号1は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、整理番号2は、霧多布西4条1丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇であります。いずれも別記様式「農業生産法人要件確認書」に記載のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全ての要件を満たしているものと思われまので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を整理番号順に行います。
整理番号1の質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

	日程第 10 農地法第 5 2 条の規定による賃貸借情報の提供についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。
事務局 長	議案第 5 号農地法 5 2 条の規定による賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第 5 2 条では、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされており、 平成 21 年 12 月に改正された「農地法の一部を改正する法律」の施行により、従来の標準小作料制度が廃止され、これに代わり同年 12 月 21 日付け農林水産省より通知された「農地法の運用について」の第 4 の（1）では、「農業委員会は、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること」とされ、算出した賃借料については、農業委員会のホームページ、農業委員会だより等の広報媒体などで広く提供することとされていることから、この度、賃借料情報の提供について御提案申し上げました。 なお、別紙の標準賃借料につきましては、平成 25 年 1 月から 12 月までに浜中町で締結された農地法第 3 条及び農用地利用集積計画書による農地の賃貸借契約の賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出したものでありますが、10 アール当たりの平均額は 2,300 円、最高額 2,800 円、最低額 1,400 円で、算出データ数は 76 筆であります。 また、より実態に即した数値となるよう、農協から各組合員へ貸付を行ったものや農地保有合理化法人による貸付は算出のデータ数から除外しております。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第 5 号の質疑を行います。質疑ありませんか。 3 番梅原委員。
梅原委員	最高額が 2,800 円という金額は、高いのではないかと思います。現在適正水準の議論なども行っている中で、これらについての対応は、今度どのように行っていくのか、お聞かせいただきたいと思います。
農地係 長	当事者から相談があった際には、農業委員会で公表している標準賃借料を超えない金額で契約していただくよう説明しておりますし、今後もしっかりと情報の提供に努め、その範囲内で設定していただくよう対応していきたいと考えております。

議長 他にありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 次回総会日程を議題とします。事務局より提案いたします。

事務局 次回総会日程については、5月30日、金曜日とし、開催時間については、午前中に植樹祭が実施される予定となっておりますので、午後1時30分からということをお願いいたします。

議長 事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、5月30日、金曜日、午後1時30分からでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、5月30日、金曜日ということと決定いたしました。
以上で、本総会に付議された案件は、全部終了いたしました。
これで、第34回浜中町農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前 1 1 時 2 5 分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴 木 誠

浜中町農業委員会 1 0 番 白 川 俊 明

浜中町農業委員会 1 1 番 片 島 道 夫

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 6 年 4 月 1 5 日

第 3 4 回浜中町農業委員会総会
議案第 1 号 整理番号 1 (贈与)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	梅 原 委 員				
	判 断 の 理 由				該当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 6 年 4 月 1 5 日

第 3 4 回浜中町農業委員会総会
議案第 1 号 整理番号 2 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	梅 原 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第 2 項第 3 号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 6 年 4 月 1 5 日

第 3 4 回浜中町農業委員会総会
議案第 1 号 整理番号 3 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	梅 原 委 員				
	判 断 の 理 由				該当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。				しない